

川崎市立学校校外学習実施に係る自動体外式除細動器貸出要項

(目的)

第1条 川崎市立学校において実施される修学旅行等の校外学習について、移動時の緊急事態に対応できるよう、校外学習携行用自動体外式除細動器(以下、校外学習携行用AEDという。)の貸出を行なう。

(対象とする校外学習)

第2条 貸出の対象とする校外学習は次のとおりとする。

- (1) 修学旅行
- (2) 自然教室
- (3) 遠足
- (4) 社会科見学
- (5) その他健康教育課長が校外学習携行用AEDを必要と認めた校外学習

(申請)

第3条 校外学習携行用AEDの貸出を希望する川崎市立学校長(以下、学校長という。)は、川崎市立学校校外学習実施に伴うAED借用申請書(以下、申請書という。)を、校外学習が実施される1週間前までに教育委員会健康教育課長まで提出しなければならない。

(貸出)

第4条 教育委員会健康教育課長は、前条の規定により貸出の申請があった場合には、内容を審査のうえ貸出が必要と認めたときは、川崎市立学校校外学習実施に伴うAED貸出許可書(以下、許可書という。)を利用開始日までに申請のあった学校長あて交付し、校外学習携行用AEDの貸し出しを許可する。

(貸出・返却場所)

第5条 校外学習携行用AEDの貸出・返却場所は教育委員会健康教育課とする。

(貸出・返却手続き)

第6条 学校長は許可書を教育委員会健康教育課長に提示し、校外学習携行用AEDの貸出を受けるものとする。教育委員会健康教育課は学校長から許可書の提示があった場合は、速やかに校外学習携行用AEDを貸し出すものとする。

2 教育委員会健康教育課長は学校長からAEDが返却された場合は、AEDの破損・不具合の有無及び消耗品の過不足を確認する。

(日常点検及び不具合の報告)

第7条 教育委員会健康教育課長は、AEDがいつでも使用できる状態を保つため、点検を行なうものとする。

附 則

この要項は平成23年6月13日から施行する。

川崎市立学校校外学習実施に伴うAED貸出許可書

平成 年 月 日

川崎市立 学校長 様

教育委員会健康教育課長

台 数	台
貸出日時	月 日 () : 頃
返却日時	月 日 () : 頃
使用目的	

注意)

- ①受取・返却時間は、8：30～17：00のうち、協議の上決定いたします。
- ②AEDの取扱・管理については、細心の注意をお願いします。
- ③貸出期間は最短期間となるよう調整をお願いいたします。
- ④上記事項に著しく違反するものについては、貸出を中止する等の処置をとることがありますので、ご注意願います。

(問い合わせ：健康教育課 学校保健・体育係 TEL 200-3293)